

## 「カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ」の食品安全基本法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価の依頼について

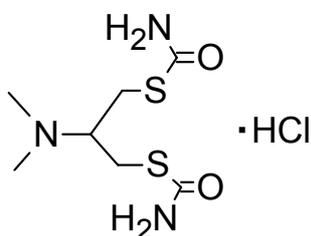
下記の農薬について、飼料中の残留基準値を検討する当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

### 1 カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップの概要

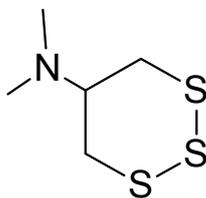
カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップは、ネライストキシン系の殺虫剤である。また、昆虫の体内でネライストキシンに変化し、中枢神経シナプスの後膜を閉塞して、神経伝達を遮断することにより殺虫作用を示すものと考えられている。

これらの飼料中の残留基準値は、平成18年5月に牧草及び穀類（えん麦、大麦、小麦、とうもろこし、マイロ及びライ麦）に設定している。なお、これらの農薬は、ネライストキシンに変化させて分析して、カルタップ含量に換算し、それらの総和を残留基準値としている。

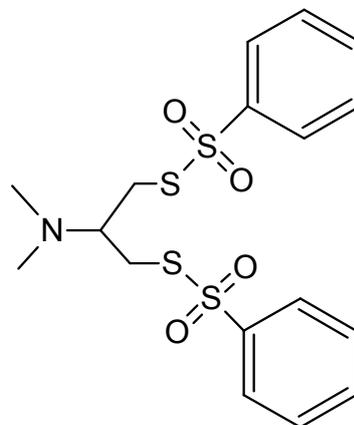
（カルタップ）



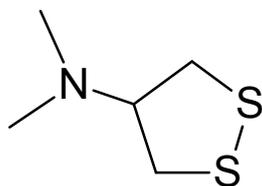
（チオシクラム）



（ベンスルタップ）



（参考：ネライストキシン）



### 2 今後の方針

食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を受けた後、飼料中の農薬の残留基準値の見直しを検討する。

なお、基準値の見直しに当たっては、食品衛生法の農薬の残留基準値と整合性を図るよう、厚生労働省と調整する。

## 提出資料の一覧

- 1 家畜等残留試験（豚、鶏）（平成17年度農林水産省委託事業）
- 2 家畜残留試験（牛）（JMP R評価書1978年、農薬メーカー提出資料）